

北里大学学長裁定

(2024年4月1日現在)

○各学部教授会規程（審議事項）（第3条第1項（3））関連

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」は以下のとおりとする。

- (1) 学則の変更に関する事項
- (2) 進級、編入学、転入学、再入学、転学部、転学科、転学、休学、復学、留学、退学、除籍等の学生の身分に関する事項
- (3) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (4) 教育課程及び履修方法に関する事項
- (5) 定期試験及び追再試験に関する事項
- (6) 留学及び派遣に関する事項
- (7) 教授、准教授、講師、助教及び助手の教育・研究業績の審査（選考）及び進退に関する事項

○一般教育連合教授会規程（審議事項）（第3条）関連

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」は以下のとおりとする。

- (1) 学則の変更及び一般教育部の諸規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 学生の指導に関する事項
- (3) 教育体制と教育の実施に関する事項
- (4) 定期試験、追再試験に関する事項
- (5) 一般教育部に所属する教員の留学及び派遣に関する事項
- (6) 一般教育部の教授、准教授、講師、助教、助手の教育・研究業績の審査（選考）並びに進退に関する事項

○各研究科委員会・学府教授会規程（審議事項）（第3条第1項（3））関連

「教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」は以下のとおりとする。

- (1) 学則の変更に関する事項
- (2) 学生の退学、転学等に関する事項
- (3) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (4) 教育研究組織に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 研究に関する事項
- (8) 学位論文の審査に関する事項

以上